

埼玉県立大学学長の任期に関する規程

平成22年6月28日

規 程 第 1 2 6 号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第74条第1項の規定に基づき、埼玉県立大学の学長（以下「学長」という。）の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(学長の任期)

第2条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任の任期は2年とし、引き続き6年を超えることができない。

(規程の改正)

第3条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学定款第11条第2項に規定する学長選考会議の議を経て改正するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年7月1日から施行する。